

## 裁判員制度は

### 司法の逃げではないか

益壽 滋雄



炉辺セイ談会のご案内を戴きまして有難うございます。以前私がりっしんべんの性談の担当ですよなんて申し上げた事がありますが、今はその時ではないと思います。謹んで追悼の意を捧げたいと思いますが、先輩の皆さんが素晴らしい追悼の文、或は詩を捧げられることと思いますので、私が駄文を弄する事は控えさせていただきます。と言いながら短文でもと言っていただいたご厚意に甘えて、最近の新聞記事についてけちを付けたいと思います。お許しください。

原発事故最終報告・オスプレイ搬入・司法

研究所報告書公表など問題山積です。それぞれいいたいことがあります、その内特に司法問題について言いたいことがあります。

裁判員制裁判の参考にとあります。オウム事件後厳罰化傾向にあり死刑割合がこの二十年で四倍になっている。裁判員制度では犯罪の性質、動機、被害者数、遺族の感情等を考慮するべきだとして、裁判員は情緒的な判断に傾きがちであり厳罰的だと言っているようです。そもそも裁判員制度は司法の怠慢と云うか逃げだと私は考えます。アメリカのように有罪無罪を判定させるのなら兎も角量刑刑まで判断させるのは司法の逃げと云うか責任転嫁に他なりません。

医療に置き換えて考えて見ればどうでしょう。仮に癌を疑われる患者さんがいたとします。どんなに詳しい講義・論文で説明したとしても素人に診断や治療法を決定させるで

しょうか。ここはプロがやらなければならぬ事でしょう。素人に任せるなんてとんでもないと思うのは私だけでしょうか。司法はそれほど自信がないのでしょうか。皆さんは如何思われますか。追悼のセイ談会にふさわしくない駄文で申し訳ありません。

妄言多謝。

(益寄医院長)



入来麓（国の重要伝統的建造物群保存地区）の石敢当